

60歳以上の人、18歳以上で基礎疾患などがある人へ

新型コロナウイルスワクチン4回目接種が始まります

問 府中町コロナワクチンコールセンター ☎ 535-3470



町からのお知らせ

イッフレ

まちのわだい

くらしのガイド

ふるさとふちゅう

図書館

消防／こみ

カレンダー

5月24日時点の情報です。最新情報は、町ホームページまたはコールセンターでご確認ください。

4回目接種対象者 接種日時点で府中町に住民票があり、3回目接種から**5か月**以上が経過した、下表の①または②のいずれかに当てはまる人。※一部の対象者(下表太枠の人)については、接種券の発行申請が必要です。
※現時点では、①②に該当しない医療従事者・高齢者施設従事者は、4回目接種の対象ではありません。

対象者（年齢は接種日時点）		接種券の発行	
①60歳以上の人	3回目接種時に府中町に住民登録があった人	申請不要	3回目接種から5か月経過後に府中町から送付
	3回目接種後に府中町へ 転入した人	要申請	3回目接種から5か月経過後、発行申請を行ってください。
②18歳～59歳で、基礎疾患を有するなど、重症化リスクが高いと医師が認める人 ★右下チェックリスト参照。	初回接種時(令和3年7月末まで)に基礎疾患を理由に 集団接種の優先接種の申し出をした人	申請不要	3回目接種から5か月経過後に府中町から送付
	初回接種時に、かかりつけ医などの医療機関、職域、大規模接種会場などで予約・接種した人	要申請	3回目接種から5か月経過後、発行申請を行ってください。
	3回目接種後に府中町へ 転入した人		

接種券発行申請の方法

【電話】府中町コールセンター(☎535-3470)へ
受付時間:午前9時～午後5時
【郵送】町ホームページから申請書をダウンロードし、次の宛先へ

〒735-0023 府中町浜田本町5-25(福寿館)
府中町コロナワクチンコールセンター 行

※3回目接種から5か月経過した後に、上記の方法で発行申請を行ってください。(原則、5か月未満の場合は受付不可)

接種予約・接種方法

接種券が届いた人から予約・接種が可能です。府中町では、個別接種(医療機関:ファイザー)と集団接種(イオンモール広島府中:モデルナ)を実施します。町内実施医療機関など詳しくは、接種券に同封の案内チラシまたは町ホームページでご確認ください。

※1～3回目のワクチンの種類に関わらず、ファイザー社製ワクチンまたはモデルナ社製ワクチンの接種が可能です。

※集団接種(イオンモール広島府中)は、7月中旬以降に開始予定です。

ワクチンの効果・副反応などに関する相談窓口

■ 広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎ 082-513-2847 (24時間受付・外国語対応可)

■ FAX相談窓口(広島県薬務課) FAX 082-211-3006

★4回目接種の対象者チェックリスト

□18歳～59歳で、次の㉖～㉚に該当し、
通院または入院している

- ㉖ 慢性の呼吸器の病気
- ㉗ 慢性の心臓病(高血圧を含む)
- ㉘ 慢性の腎臓病
- ㉙ 慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ㉚ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ㉛ 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
- ㉜ 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)
- ㉝ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ㉞ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ㉟ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- ㊱ 染色体異常
- ㊲ 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- ㊳ 睡眠時無呼吸症候群
- ㊴ 重い精神疾患(※)や知的障害(療育手帳を所持)
※精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する。

□18歳～59歳で、BMIが30以上である

□18歳～59歳で、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた

医師の
証明書は
不要

住民税ってどんな税金？

税務課 町民税係 ☎ 286・3143

住民税は、町民税と県民税の総称です

1月1日現在の住所地（市町村）で、前年1月～12月の所得金額に応じて年税額を算定し、6月に課税（通知）します。

住民税が非課税になる人

◆生活保護法の生活扶助を受けている人

◆障害者、未成年者、寡婦・ひとり親合計所得金額が135万円以下の人

◆均等割が課税されない人

合計所得金額が「35万円×（本人＋同一生計配偶者（控除対象配偶者含む）＋扶養人数＋31万円）」以下の人

※扶養親族等がない場合は、45万円以下。
※扶養人数には年少扶養を含む。

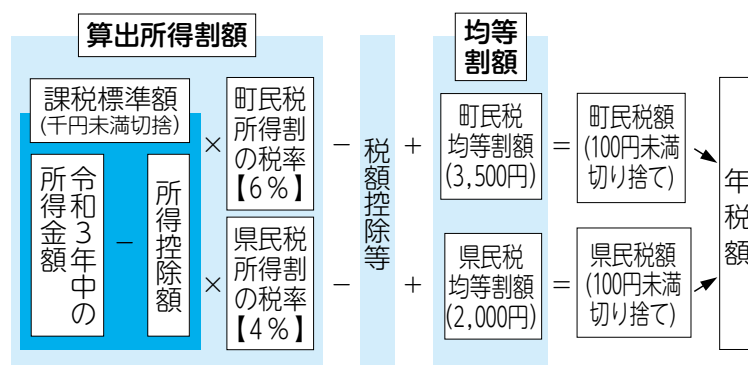
住民税（町民税と県民税の総称）	
均等割	所得割
町民税3,500円 県民税2,000円	課税標準額に課税 （町民税6% 県民税4%） （分離課税は税率が異なります）

納付方法

普通徴収	納付書（毎年6月に町から送付する税額通知書に同封）または口座振替により、自分で納付する方法です。事業所得者や年金所得者など給与から住民税を差し引くことができない人などが対象です。 【納期】6・8・10・1月
給与特別徴収	給与所得者の給与から住民税を差し引いて、事業主がまとめて納入する方法です。 【納期】6月～翌年5月の年12回 ※普通徴収の年4回の納期に比べると1回あたりの納税額は少なくなります。
年金特別徴収	公的年金にかかる住民税を年金から差し引いて、日本年金機構等（年金保険者）が町へ納付する方法です。4月1日現在、65歳以上の住民税が課税される公的年金受給者が対象です。 【納期】年金が支給される偶数月（年6回）（◆）

◆年金から住民税の差し引きが初めての人や、前年度に税額変更等で年金からの差し引きが停止した人の公的年金所得部分の差し引きは10月から始まります。

課税のしくみと税額の計算方法



府中町の魅力を発信する事業者の皆さまへ

ふるさと納税記念品の提供事業者を募集します

☎ 財政課 財政係 ☎ 286-3132・FAX 287-2668 〒735-8686（住所不要）

府中町ふるさと納税記念品の提供事業者を募集します。

記念品の基準額は税込み3千円・9千円・1万5千円・3万円相当（寄附金の3割相当額）のものとし、「記念品の基準額」＋「送料等（送料は基準額の2分の1が上限）」を町が負担します。

対象となる事業者

次のいずれにも当てはまる事業者

- ①町内で開業し、継続して事業活動を行っている法人・個人事業者または団体
- ②町税の滞納がないこと など

記念品の要件

府中町の魅力が発信できるもの

【例】菓子、加工食品、お土産品、施設利用券など

応募方法

所定の登録申請書・必要書類を郵送または財政課窓口（役場3階）に提出

※登録申請書・募集要項は、町ホームページからダウンロードできます。

◆応募は随時、受け付けています。



記念品の例



植物乳酸菌発酵エキス
「マイ・フローラ」



安芸府中白そば

※記念品は、1万円以上の寄附を行った町外居住者へ贈呈します。

税務課からのお知らせ

令和4年度 国民健康保険税

問 税務課国民健康保険税係 ☎ 286-3144

令和4年度
(令和4年4月以降)の
納税通知書は
7月中旬に発送します

町からのお知らせ

イフフレ

まちのわだい

くらしのガイド

ふるさとふちゅう

図書館

消防/こみ

カレンダー

税率と納期

◆税率等(令和4年4月～令和5年3月) ※()内は令和3年度です。

区分	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	賦課限度額
医療保険分 【基礎課税額】	6.18% (6.0%)	7.11% (10.67%)	26,700円 (25,900円)	20,800円 (22,200円)	650,000円 (630,000円)
後期高齢者支援金分 【後期高齢者支援金等 課税額】	2.12% (1.96%)	1.78% (2.67%)	9,400円 (9,000円)	6,700円 (6,800円)	200,000円 (190,000円)
介護保険分 40～64歳 【介護納付金課税額】	2.14% (2.18%)	1.82% (2.73%)	10,800円 (11,000円)	5,700円 (6,000円)	170,000円

※国民健康保険は、広島県と共同で運営しており、県が示す標準保険税率を参考に、令和6年度以降は資産割を廃止し、算定方式を現在の4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)から3方式(所得割、均等割、平等割)に変更する予定です。そのため、段階的に所得割率等を調整していくことになります。

◆納期限【普通徴収】(納付書または口座振替)

第1期	令和4年8月1日	第5期	令和4年11月30日
第2期	令和4年8月31日	第6期	令和4年12月26日
第3期	令和4年9月30日	第7期	令和5年1月31日
第4期	令和4年10月31日	第8期	令和5年2月28日

◆納期【特別徴収】(年金からのお支払い)

仮徴収	【第1期】4月	各月の仮徴収額は、前年度(令和3年度)の国民健康保険税年税額の6分の1の額。
	【第2期】6月	※すでに特別徴収の人は、前年度(令和3年度)2月の特別徴収額が仮徴収額。
	【第3期】8月	
本徴収	【第4期】10月	各月の本徴収額は、年税額から仮徴収額(第1期～第3期分)を差し引いた残額を残りの納期3回に分けた額。
	【第5期】12月	※年税額は7月に決定。
	【第6期】2月	

低所得世帯の国民健康保険税の軽減 ～国民健康保険税の軽減制度～

申告された前年中の所得(世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計額)が、国の定める所得基準以下の世帯は、保険税(均等割額および平等割額)のうち、下記の表の割合が軽減されます。

軽減割合	所得基準額(前年中の総所得金額等の合計額)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※左表の下線部は、世帯内の給与所得者数等の数が2以上の場合のみ適用。
 ※「特定同一世帯所属者」とは、国民健康保険に加入したまま75歳を迎えることなどにより、後期高齢者医療制度へ移行した人をいいます。
 ※「給与所得者等」とは、納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち、給与収入が55万円を超える人、公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の人、公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の人をいいます。

— 未就学児の均等割額の軽減(手続き不要) —

令和4年度から未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者)の均等割額が2分の1減額されます。なお、低所得世帯に対する軽減制度が適用される世帯に属する未就学児の場合は、軽減制度適用後の均等割額の2分の1になります。

国民健康保険税が軽減されます ～倒産・解雇・雇い止めなどにより離職した人へ～

対象 ①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)②雇用保険の特定理由離職者(契約期間満了による離職、正当な理由のある自己都合による離職)

軽減額 前年の給与所得をその100分の30とみなして算定

軽減期間 離職日の翌日から翌年度末までの期間

※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象になりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

手続き 税務課国民健康保険税係(役場4階③番窓口)で本人が申請してください。

持ってくるもの 雇用保険受給資格者証

◆詳しくは町ホームページをご覧ください。



必ず受けよう！特定健診

問 健康推進課健康相談係 ☎286・3255

特定健診は、生活習慣病を発症する前のメタボリックシンドロームに着目した健診です。年に1回、特定健診を必ず受けて、健康状態や生活習慣を見直す機会にしてみませんか。

【実施期間】

6月1日(水)〜1月31日(火)

対象

府中町国民健康保険に加入している40歳〜74歳の人で、府中町国民健康保険人間ドックに申し込んでいない人

※府中町国民健康保険人間ドックには特定健診の検査項目が含まれています。

健診項目

問診・身体計測・医師の診察・血圧測定・血液検査（血中脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血）・尿検査・医師が必要と認めた検査（心電図、眼底）

受診方法

医療機関に直接申し込み

※受診医療機関は受診券と一緒に送付した案内または町ホームページで。



歯ブラシセットをプレゼント

職場健診を受診した国保加入者の人は
健診結果の提出にご協力を

職場などで健康診断を受ける機会のある人は、受診結果の写しを健康推進課（福寿館）に提出することで、特定健康診査を受診したとみなされます。提出にご協力をお願いします。

健診で健康状態の確認を

医療機関で受診する個別健康診査

問 健康推進課健康相談係 ☎286・3255

【健診期間】

6月1日(水)〜3月31日(金)

◆女性の一般健康診査

対象 府中町に居住する18〜39歳までの女性（昭和58年4月2日〜平成17年4月1日生まれ）

健診項目 問診・身体計測・医師の診察・血圧測定・尿検査・血液検査（血中脂質・肝機能・血糖・貧血）

健診方法 健康保険証を持参し、直接町内実施医療機関で受診

料金 医療機関の協力により無料

◆長寿健康診査

対象 府中町に居住する後期高齢者医療制度に加入している人および受診日時点で75歳以上の

健診項目 問診・身体計測・医師の診察・血圧測定・尿検査・血液検査（血中脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血・血性尿酸）

※国の基準に該当し医師が必要と認めた場合、心電図検査・眼底検査を実施。

健診方法 後期高齢者医療被保険者証を持参し、直接町内実施医療機関で受診

料金 無料

【実施医療機関】

事前にご確認のうえ受診してください。

医療機関名	所在地	電話番号
大島内科医院	浜田本町7-1	281-8557
岡原内科皮ふ科クリニック	大須1-19-19	561-0303
小山田内科医院	鹿籠2-13-6	281-0807
こさか内科	青崎東20-2	281-4482
しみずハート内科クリニック	大須3-8-56	283-8010
しらね眼科 ※長寿健康診査のみ。	鶴江1-25-20-201	581-3383
スガタ整形外科医院	石井城1-5-36	285-6522
鈴川内科クリニック	山田1-2-7	286-0050
瀬戸ハイム内科	瀬戸ハイム1-2-24	285-0816
高上クリニック	浜田3-9-3	581-5533
ちくいえクリニック	本町5-1-6	286-7788
永田内科医院	青崎中24-26 2階	285-0808
なんば内科	本町2-5-13	282-4511
西村内科医院	桃山1-1-24	281-6001
藤東クリニック ※女性の一般健康診査のみ。	茂陰1-1-1	284-2410
前野医院	石井城2-10-20	281-2334
マツダ病院	青崎南2-15	565-5050
みはら内科クリニック	大通2-8-21 2階	286-1177

児童手当を受けている人へ

児童手当の制度が一部変更になります

子育て支援課子ども家庭係 ☎286・3163

現況届の提出が
原則不要になります所得が基準額以上の世帯は
特例給付が受けられなくなります

令和4年度から、毎年6月1日現在の受給者の状況を公簿等で確認することで、現況届の提出は原則不要となりました。ただし、次の①～⑤に当てはまる人は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が府中町外の人
- ② 支給要件児童の戸籍がない人
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居している人
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者
- ⑤ その他、府中町から提出の案内があった人

※対象者には6月初めに書類を送付していますので、期限内に子育て支援課へ提出してください。なお、提出がない場合、6月以降の児童手当を支給できませんのでご注意ください。

提出期限 6月30日(木)

扶養親族等の数	所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	858	1,071
1人	896	1,124
2人	934	1,162
3人	972	1,200
4人	1,010	1,238
5人	1,048	1,276

令和4年10月支給分(6～9月分)から、児童を養育している人の所得が左表中「所得上限限度額」以上の場合、特例給付は支給されません。

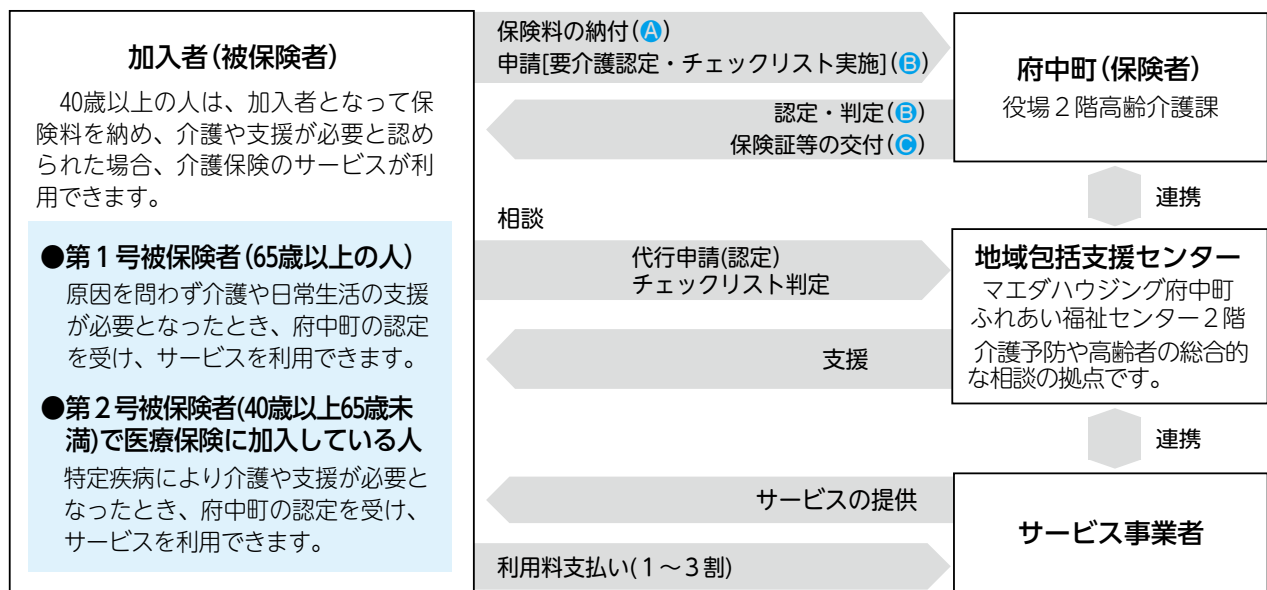
※児童手当等が支給されなくなつたあとに所得が上限額を下回つた場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますのでご注意ください。

もしもの時に支えあう

「介護保険制度」のしくみ

高齢介護課介護保険係 ☎286-3235
介護認定係 ☎286-3233

介護保険制度は、介護や支援が必要な状態になった時、社会全体で支えあう制度です。介護認定を受けた人のほか、介護認定を受けていなくても、チェックリスト判定を受けて利用できるサービスがあります。



A 保険料の納付 介護保険の財源(利用者負担分を除く)は、1/2が保険料で賄われています。**B 申請→認定・判定** サービスを利用するためには、役場窓口で申請して「介護や支援が必要である」と認定される(またはチェックリストによる判定を受ける)ことが必要です。**C 保険証等の交付** 「被保険者証」(緑色)、「負担割合証」(黄色)は、介護保険のサービスを利用するときが必要です。

私たちが府中町の人権擁護委員です

☎ 人権推進室 286・3165



上段(左から) 高石委員、小濱委員
下段(左から) 山本委員、増田委員、坂田委員

事者・社会生活を維持するための従事者、そしてその家族に対する誹謗中傷等の人権侵害は絶対にあつてはなりません。誰もが感染者となり得る状況を受け止め、お互いに相手への思いやりと感謝の気持ちを心に留めて、行動してください。

◆新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮を

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、感染した人や医療従

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。地域の皆さんからの人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局職員と協力して、人権侵害から被害者を救済したり、地域での人権啓発活動を行っています。

「あいさつ運動」を実施しました



町内小学校の入学式で「あいさつ運動」を行いました。これから始まる学校生活の中で、自分自身とお友達への思いやりの心を大切にしてほしいという思いを込め、リーフレットを配りました。

府中町人権擁護委員・府中町婦人会・府中町女性会

出張！なんでも鑑定団 in 安芸府中

申し込み・問い合わせ

〒735-0021 府中町大須1-10-10 府中町商工会 ☎282-1859

あなたのとおきのお宝を鑑定してもらいませんか。時代、ジャンルは問いません。これはという「お宝」をぜひ応募してください。

■収録予定日時 9月4日(日) 午後1時～(正午開場)

■場所 くすのきプラザ 2階大アリーナ

お宝鑑定募集

■申込書(府中町商工会で配布)に必要事項を記入の上、鑑定品の写真を添付し、府中町商工会まで郵送または持参してください。

※1人何点でも応募できます。(申込書は鑑定依頼品1点につき1枚必要)

※収録予定日に出場可能な人に限ります。

※古物売買免許のある人は応募できません。

※応募した申込書類、写真は返却しません。

※採用の可能性のある人にはテレビ東京の番組スタッフから直接連絡があります。(連絡がない場合は不採用となり鑑定しません)

☎7月1日(金)【必着】

観覧者募集

■往復はがきに次の事項を記入し、府中町商工会へ送付してください。

※はがき1枚で2人まで申し込みできます。

【往信用(裏面)】申込者の住所・氏名(2人まで)・電話番号

【返信用(宛て名欄)】申込者の住所・氏名
※応募者多数の場合は抽選とし、結果は7月下旬に返信用はがきでお知らせします。

☎7月1日(金)【消印有効】

お宝鑑定募集・観覧者募集についての案内(チラシ)は、府中町商工会で配布しています。